

(案)

遠賀川河川事務所管内における災害時等 応急対策工事（堰・水門設備）に関する基本協定

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇九州支店（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策工事（堰・水門設備）の実施に関し、次のとおり協定する。

第1条 目的

本協定は、遠賀川河川事務所が直轄で管理する堰・水門設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、あらかじめ工事等の実施業者を定めおくことにより迅速かつ確に応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

第2条 工事の内容

1. 甲は災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策工事を要請することができるものとする。
2. 乙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策工事を実施するものとする。
3. 応急対策工事の主な内容は、遠賀川河川事務所管内の堰・水門設備に対する故障等の復旧とし、対象箇所は一覧表のとおりとする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長又は応援対策本部長（九州地方整備局長）等からの要請があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

第3条 体制等の通知

1. 乙はあらかじめ災害時に備え、応急対策工事の体制について甲に書面により、通知するものとする。
2. 前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面により通知するものとする。

第4条 出動及び待機の要請

甲は乙に対し、応急対策工事のための出動及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

第5条 訓練

乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

第6条 契約の締結

甲の出動要請等があった場合には、乙は甲と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

第7条 工事の指示

工事の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する施設管理課長若しくは出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第8条 工事の実施

1. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の工事を実施するものとする。
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を施設管理課長若しくは出張所長に書面により報告するものとする。

第9条 有効期限

1. この協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
なお、本協定は継続される場合がある。
2. 前項によりこの協定を継続した場合、乙は第3条第1項の報告を次年度用に更新し報告を行うものとする。
3. 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

第10条 協議

この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第11条 雑則

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年3月24日

甲 国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子

乙 株式会社〇〇〇〇 九州支店
支店長 〇〇 〇〇